令和6年9月秋田市議会定例会提出予定案件

件 説 明 名

「条例案」 5件

- 1 | 秋田市個人番号の利用に関する条 | ○改正理由 例の一部を改正する件
 - する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号):令和5 | 改正要旨 年6月9日公布、一部を除き令和6年5月27日施行
 - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関Ⅰ○が布ィテ 其月日 | する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する 命令 (令和6年デジタル庁・総務省令第9号) : 令和6年5月24日 10月 1 日 かっら 公布、令和6年5月27日施行
- 2 | 秋田市国民健康保険条例の一部を | ○改正理由 改正する件
 - する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号):令和5 | 改正しようとするもの 年6月9日公布、一部を除き令和6年12月2日施行
 - する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整 備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号):令和6 年8月14日公布、令和6年12月2日施行
- 3 | 秋田市雨水貯留浸透施設および保 | ○設定理由 全調整池の標識の設置に関する基 準を定める条例を設定する件

行政手続における特定の個人を識別する ・チヒホ・チ育て支援法9~部を改正する法律 (知6年法律) ための番号の利用等に関する法律の一部改 |4号||:令和6年6月12日公布、一部を除き令和6年10月1日施行||正(令和6年法律第47号)等に伴い、規定 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関しを整備するため、改正しようとするもの

- 規定を整備する。

公布の日から。ただし、一部は令和6年

国民健康保険法の一部改正(令和5年法 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関連の組織を表し、特に伴い、規定を整備するため、

○改正要旨

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 1 罰則の対象から、世帯主が国民健康保 険法の規定による被保険者証の返還の求 めに応じない場合を削る。
 - 2 その他規定を整備する。
 - ○施行期日等

令和6年12月2日から。条例の施行に関 し必要な経過措置を規定する。

特定都市河川流域における雨水貯留浸透 施設および保全調整池の標識の設置に関す る基準を定めるため、この条例を設定しよ うとするもの

○要旨

1 雨水貯留浸透施設の標識には、当該雨 水貯留浸透施設の名称等を明示すること 等とする。

- 2 保全調整池の標識には、当該保全調整 池の名称等を明示すること等とする。
- ○施行期日 規則で定める日から
- 4 秋田市地区計画の区域内における 〇改正理由 建築物の制限に関する条例の一部 を改正する件

横町地区整備計画区域における建築物の 用途の制限を定めるとともに、下浜羽川地 区整備計画区域における建築物の用途の制 限を廃止するため、改正しようとするもの ○改正要旨

- 1 横町地区整備計画の区域をこの条例を 適用する地区整備計画の区域とするとと もに、同計画区域における建築物の用途 の制限を規定する。
- 2 この条例を適用する地区整備計画の区 域から下浜羽川地区整備計画の区域を削 るとともに、同計画区域における建築物 の用途の制限を廃止する。
- ○施行期日等

公布の日から。条例の施行に関し必要な 経過措置を規定する。

5 | 秋田市立学校設置条例の一部を改 | ○改正理由 正する件

広面小学校、太平小学校および下北手小 学校の統合に伴い、太平小学校および下北 手小学校を廃止するため、改正しようとす るもの

- ○改正要旨 太平小学校および下北手小学校を削る。
- ○施行期日 令和7年4月1日から

「単行案」 9件

する件

6 ▼秋田県後期高齢者医療広域連合規 □ 高齢者の医療の確保に関する法律の一部 約の一部変更についての協議に関し、 改正に伴い、 秋田県後期高齢者医療広域連 合規約の一部を変更するため、議会の議決 を求めようとするもの

※根拠法:地方自治法第291条の11

- 件
- 7 | 市有地斜面崩落事故に伴う移転に | ○令和5年7月豪雨により発生した、市有 | 係る和解および損害賠償に関する地斜面崩落事故に伴う移転に関し和解し、 および損害賠償の額を定めるため、議会の 議決を求めようとするもの
 - · 所在 秋田市濁川字
 - ・損害賠償の額 22,431,898円 ※提出根拠法:地方自治法第96条第1項
- 8 市道路線を認定する件
- ○歩行者等の安全確保のために施行する道 路改良事業の予定路線を市道路線に認定し ようとするもの
- ·認定路線 1路線 延長745.00m
- ・認定後の市道路線延長 約2,029.7km ※提出根拠法:道路法第8条第2項
- の変更契約を締結する件
- 9 |佐竹史料館建設建築工事請負契約 |○佐竹史料館建設建築工事請負契約の変更 契約を締結しようとするもの
 - ・議決年月日 令和5年12月21日
 - ・議案番号 令和5年議案第155号
 - ・工事場所 秋田市千秋公園6番1の一 部、6番3の一部、4番19 の一部
 - · 変 更 事 項 契約金額「1,283,150,000円」 を「1,306,404,000円」に変 更するもの
 - ・契 約 先 中央土建・長谷駒・石井特 定建設工事共同企業体
 - ・変 更 理 由 インフレスライド協議に伴 う請負代金額の変更による。

※提出根拠法:地方自治法第96条第1項

- 契約の変更契約を締結する件
- 10 佐竹史料館建設電気設備工事請負 ○佐竹史料館建設電気設備工事請負契約の 変更契約を締結しようとするもの
 - ·議決年月日 令和5年12月21日
 - ・議案番号 令和5年議案第156号
 - ・工事場所 秋田市千秋公園6番1の一 部、6番3の一部、4番19 の一部
 - · 変 更 事 項 契約金額「323,400,000円」 を「356,136,000円」に変更 するもの
 - ·契 約 先 本荘電気·羽後電設特定建

設工事共同企業体

・変 更 理 由 インフレスライド協議に伴 う請負代金額の変更による。

※提出根拠法:地方自治法第96条第1項

契約の変更契約を締結する件

- 11 佐竹史料館建設機械設備工事請負 ○佐竹史料館建設機械設備工事請負契約の 変更契約を締結しようとするもの
 - ・議決年月日 令和5年12月21日
 - ・議案番号 令和5年議案第157号
 - ・工事場所 秋田市千秋公園6番1の一 部、6番3の一部、4番19 の一部
 - · 変 更 事 項 契約金額「432,300,000円」 を「455,840,000円」に変更 するもの
 - ・契 約 先 山二・羽後・北勢特定建設 工事共同企業体
 - ・変 更 理 由 インフレスライド協議に伴 う請負代金額の変更による。

※提出根拠法:地方自治法第96条第1項

件

12 秋田市立日新小学校増改築建築工 ○秋田市立日新小学校増改築建築工事請負 事請負契約の変更契約を締結する 契約の変更契約を締結しようとするもの

- ·議決年月日等 令和5年3月22日 (議案第70号) 令和5年9月28日(議案第114号) 令和6年1月26日(専決第5号)
- ・工 事 場 所 秋田市新屋栗田町24番1号
- ・変 更 事 項 契約金額「2,946,900,000円」を「3,036,033,000円」に変更 するもの
- ・契 約 先 住建・珍田・伊藤工業建設工事共同企業体
- ・変 更 理 由 十留め擁壁や地中埋設物撤去などの追加工事に伴う工期延長 により経費がかかり増しになったことおよびインフレスライ ド協議に伴う請負代金額の変更による。

※提出根拠法:地方自治法第96条第1項

件

13┃消防通信指令システム等情報シス┃○消防通信指令システム等情報システム構 テム構築工事請負契約を締結する | 築工事請負契約を締結しようとするもの

- ·工事場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防庁舎ほか
- · 契約金額 1,804,000,000円

- |・契 約 先 日本電気株式会社 東北支社
- ・エ 期 令和8年9月30日まで
- 工事概要

指令システム更新工事 一式 デジタル無線システム更新工事 一式 指令課内装·電気設備·機械設備改修

※提出根拠法:地方自治法第96条第1項

14 立木を売り払う件

- ○市有林の立木を売り払おうとするもの
- ・売払場所 秋田市雄和萱ケ沢字餅搗沢21
- ・売払内容 スギ立木 9,145本、11,964.36㎡
- •契約先 秋田中央森林組合
- · 売払価格 23,100,000円 ※提出根拠法:地方自治法第96条第1項

「予算案」 4件

- 15 | 令和6年度秋田市一般会計補正予 | ○資料別紙 算(第4号)の件
- 16 令和6年度秋田市一般会計補正予 算(第5号)の件
- 17 令和6年度秋田市介護保険事業会 計補正予算(第1号)の件
- 18 令和6年度秋田市下水道事業会計 補正予算(第1号)の件

「決算認定」 3件

- 19 令和5年度秋田市水道事業会計決 ○資料別紙 算認定の件
- 20 令和5年度秋田市下水道事業会計 決算認定の件
- 21 令和5年度秋田市農業集落排水事 業会計決算認定の件

	「 追加提案 」	
	「人事案」 1件	
22	人権擁護委員の候補者の推薦につ いて意見を求める件	○人権擁護委員石塚小枝子氏の任期満了(令和6年12月31日付)に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの・任期3年 ※提出機法:人権擁護委員法第6条第3項
	「決算認定」 1件	
23	令和5年度秋田市一般会計および 特別会計歳入歳出決算認定の件	